

高崎都市計画地区計画の変更

高崎都市計画地区計画（高崎問屋町地区）を次のように変更する。

名 称	高崎問屋町地区 地区計画	
位 置	高崎市 問屋町一丁目、二丁目、三丁目、問屋町西一丁目の各一部	
面 積	約 36.6 ha	
地区計画の目標	<p>昨今の我が国経済は、失われた 10 年と形容される長期不況下にあって、社会全体が縮小する状況が続いております。流通業界においては、これまで以上に構造的な変化が進み、未だ流動的な状況に直面しているのが現状であります。とりわけ卸売業をめぐる経営環境は、激しく変化しております。こうした中で、J R 線の高崎問屋町駅開設及び駅前広場や都市計画道路等の新たな都市基盤の整備は、卸団地にとって変革への大きな契機であり、卸団地としての経営環境を整えるためにも、土地利用の転換が望まれています。そこで、これらの基盤整備を契機に適正な土地利用の誘導と建築物の形態制限等により、計画的に整備、開発及び保全を図ることを目的とします。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>当地区は、高崎市の中心市街地の北約 3 k m に位置し、昭和 42 年に整備されて以来、高崎市の卸商業の中核を担ってきた卸商社街です。商業団地として整備されたため区画整然としており、区画道路の幅員も大きく高崎第二の拠点に相応しい態様を備えています。よって、拠点としての再生を図り、まちづくりの先導的空間として商業業務施設を誘導し、かつ拠点に相応しく、商業空間と住環境が複合した都心居住の形成を図ります。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>当地区は区画整理事業により区画道路、公園等の整備が行われていますので、これらの機能が損なわれないように維持、保全を図ります。</p>
	建築物等の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 地区内の健全な環境整備を促進し、合理的な都市空間を形成するため、風俗営業及び性風俗特殊営業施設等の立地を規制します。 ② 快適で質の高い魅力ある空間を創造するために、建築物の壁面の位置を制限します。 ③ 建築物に附随する屋外広告物は、まちなみとの調和に配慮した意匠、形態のものとしします。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	<p>当地区は区画整理事業により区画道路、公園等の整備が行われていますので、これらの機能が損なわれないように維持、保全を図ります。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、兼用住宅（ただし、共同住宅、長屋で1階（当該建築物の各階のうち、その床面の高さが当該敷地が接する道路の高さの平均に最も近い階をいう。）の部分を店舗、事務所又は診療所（入院施設を有するものを除く。）の用途に供するものを除く。） (2) 神社、寺院、教会等（ただし、集会施設を伴うものを含める。） (3) 前号に掲げるものが附属している集会施設 (4) 公衆浴場 (5) 自動車教習所 (6) 入院施設を有する又は独立して立地する診療所 (7) ホテル、旅館 (8) ゴルフ練習場、バッティング練習場 (9) カラオケボックス、その他これに類するもの (10) 射的場、勝馬投票券発売所等 (11) 畜舎 (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに該当する営業の用に供するもの
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から基準時における道路境界までの距離は1.0m以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 幅員が10mに満たない道路に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面 (2) 出窓等で、外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (3) 物置、その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの (4) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ周囲を囲わない構造であるもの (5) ポーチその他これに類する用途に供する部分 (6) 基準時において既に当該規定に適合しない建築物等
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物等を利用して設置する袖看板は建物一面につき縦一列としなければならない。 (2) 建築物等を利用して設置する屋上広告物及び建築物等に表示する壁面広告は、一壁面における屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は当該壁面面積の1/4以下としなければならない。 (3) 屋外広告は蛍光塗料などけばけばしい色彩の塗料を使用してはならず、発光を伴うものは連続して動光等が変化しないものとする。

備考

共同住宅については、その敷地が接する最も幅員の大きい道路に面する部分には、これらの建築物の共同部分等（玄関ホール、エレベーターホール、管理室、荷受室など）を配置しないよう努めなければならない。

地区計画新旧対照表（高崎問屋町地区）

		変更前	変更後
名称		高崎問屋町地区	高崎問屋町地区
位置		高崎市 問屋町一丁目、二丁目、三丁目、問屋町西一丁目の各一部	
面積		約 36.6 ha	
地区計画の目標		<p>昨今の我が国経済は、失われた 10 年と形容される長期不況下にあつて、社会全体が縮小する状況が続いております。流通業界においては、これまで以上に構造的な変化が進み、未だ流動的な状況に直面しているのが現状であります。とりわけ卸売業をめぐる経営環境は、激しく変化しております。こうした中で、JR 線の高崎問屋町駅開設及び駅前広場や都市計画道路等の新たな都市基盤の整備は、卸団地にとって変革への大きな契機であり、卸団地としての経営環境を整えるためにも、土地利用の転換が望まれています。そこで、これらの基盤整備を契機に適正な土地利用の誘導と建築物の形態制限等により、計画的に整備、開発及び保全を図ることを目的とします。</p>	同 左
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>当地区は、高崎市の中心市街地の北約 3km に位置し、昭和 42 年に整備されて以来、高崎市の卸商業の中核を担ってきた卸商社街です。商業団地として整備されたため区画整然としており、区画道路の幅員も大きく高崎第二の拠点に相応しい態様を備えています。よって、拠点としての再生を図り、まちづくりの先導的空間として商業業務施設を誘導し、かつ拠点に相応しく、商業空間と住環境が複合した都心居住の形成を図ります。</p>	
	地区施設の整備の方針	<p>当地区は区画整理事業により区画道路、公園等の整備が行われているので、これらの機能が損なわれないように維持、保全を図ります。</p>	

	建築物等の整備の方針	<p>① 地区内の健全な環境整備を促進し、合理的な都市空間を形成するため、風俗営業及び性風俗特殊営業施設等の立地を規制します。</p> <p>② 快適で質の高い魅力ある空間を創造するために、建築物の壁面の位置を制限します。</p> <p>③ 建築物に附随する屋外広告物は、まちなみとの調和に配慮した意匠、形態のものとしします。</p>	
	地区施設の配置及び規模	<p>当地区は区画整理事業により区画道路、公園等の整備が行われていますので、これらの機能が損なわれないように維持、保全を図ります。</p>	
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、兼用住宅（ただし、共同住宅、長屋で1階（当該建築物の各階のうち、その床面の高さが当該敷地が接する道路の高さの平均に最も近い階をいう。）の部分を店舗、事務所又は診療所（入院施設を有するものを除く。）の用途に供するものを除く。）</p> <p>(2) 神社、寺院、教会等（ただし、集会施設を伴うものを含める。）</p> <p>(3) 前号に掲げるものが附属している集会施設</p> <p>(4) 公衆浴場</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 入院施設を有する又は独立して立地する診療所</p> <p>(7) ホテル、旅館</p> <p>(8) ゴルフ練習場、バッティング練習場</p> <p>(9) カラオケボックス、その他これに類するもの</p>	<p>建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、兼用住宅（ただし、共同住宅、長屋で1階（当該建築物の各階のうち、その床面の高さが当該敷地が接する道路の高さの平均に最も近い階をいう。）の部分を店舗、事務所又は診療所（入院施設を有するものを除く。）の用途に供するものを除く。）</p> <p>(2) 神社、寺院、教会等（ただし、集会施設を伴うものを含める。）</p> <p>(3) 前号に掲げるものが附属している集会施設</p> <p>(4) 公衆浴場</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 入院施設を有する又は独立して立地する診療所</p> <p>(7) ホテル、旅館</p> <p>(8) ゴルフ練習場、バッティング練習場</p> <p>(9) カラオケボックス、その他これに類するもの</p>

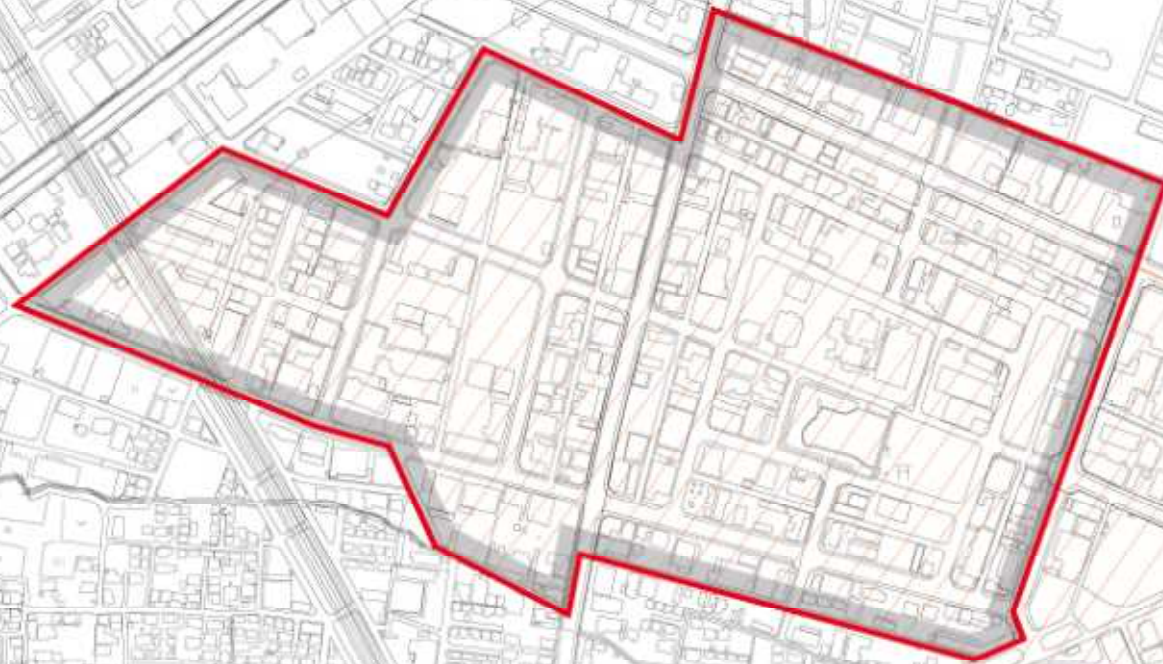
		<p>(10) 射的場、勝馬投票券発売所等</p> <p>(11) 畜舎</p> <p><u>(12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項から第11項に該当する営業の用に供するもの</u></p>	<p>(10) 射的場、勝馬投票券発売所等</p> <p>(11) 畜舎</p> <p><u>(12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに該当する営業の用に供するもの</u></p>
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から基準時における道路境界までの距離は1.0m以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 幅員が10mに満たない道路に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面</p> <p>(2) 出窓等で、外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの</p> <p>(3) 物置、その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの</p> <p>(4) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ周囲を囲わない構造であるもの</p> <p>(5) ポーチその他これに類する用途に供する部分</p> <p>(6) 基準時において既に当該規定に適合しない建築物等</p>	同 左
	建築物等の形態又は色	<p>(1) 建築物等を利用して設置する袖看板は建物一面につき縦一列としなければならない</p> <p>(2) 建築物等を利用して配置する屋上広告物及び建築物等に表示する壁面広告物は、一壁面における屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は当該壁面面積の1/4以下としなければならない</p> <p>(3) 屋外広告物は蛍光塗料などけば</p>	



	彩 そ の 他 の 意 匠 の 制 限	けばしい色彩の塗料を使用しては ならず、発光を伴うものは連続し て動光等が変化しないものとする	
--	--	---	--

高崎都市計画 地区計画の変更

計 画 図

1:2,500(A1)
1:5,000(A3)



凡 例	
	地区計画
	地区計画(変更地域)

地区名	面積
高輪間屋町地区	約36.6ha